

平成28年 8 月 8 日

元保険医療機関の指定の取消相当について

平成28年 8 月 1 日に開催された近畿地方社会保険医療協議会において、「元保険医療機関の指定の取消相当」についての建議がありました。

これを受け、近畿厚生局長は次のとおり対応しましたので、お知らせします。

1 元保険医療機関の指定の取消相当の取扱い

(1) 指定の取消相当となる元保険医療機関

名 称	医療法人社団柘和会三木デンタルクリニック
所在地	兵庫県三木市緑が丘町本町 1 丁目236番地の 1 平井ビル 2 階C号室
開設者	医療法人社団柘和会 理事長 高山 義央(法人番号5120005011216)
取消相当年月日	平成28年 8 月 8 日

※ 当該保険医療機関は、平成25年 8 月26日付けで廃止していることから、指定の取消相当の取扱いとしている。指定の取消相当の取扱いとは、指定の取消処分と同等の取扱いをす
るものです。

2 監査を行うに至った経緯

- (1) 開設者法人である医療法人が歯科診療所を開設し、平成25年 8 月 1 日付けで新たに保険医療機関の指定を受けた。このことにより、当該保険医療機関が訪問していた施設患者に対する歯科訪問診療を継続的に行えることから、同年 8 月26日付けで当該保険医療機関の廃止届の提出があった。
- (2) 平成26年 5 月15日から 9 月18日にかけて、開設者法人が開設する上記(1)とは別の歯科診療所(以下「別診療所」という。)に対して実施した監査において、歯科訪問診療に係る診療録に実際に行った診療時刻と異なる時刻を不実記載し、歯科訪問診療料等を不正に請求していたことが認められ、別診療所と当該保険医療機関のレセプトの請求傾向が同様であることなどから、別診療所と同様、当該保険医療機関でも不正請求が行われていたことが疑われたため、平成27年 7 月 2 日ほか計 7 回の監査を実施した。

3. 指定の取消相当の主な理由

監査において判明した指定の取消相当の理由となる主な事実は、以下のとおり。

- (1) 実際には歯科訪問診療を行っていない時刻に歯科訪問診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)
- (2) 保険医療機関と患者の所在する施設の距離が16kmを超えており、当該保険医療機関から歯科訪問診療を必要とする絶対的な理由がないにもかかわらず、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

4. 不正・不当請求金額

監査において判明した不正・不当請求金額は、監査で使用した平成24年1月分から平成25年7月分までのレセプトのうち以下のとおり。

- ・ 不正請求金額 26名分 105件 1,086,325円
- ・ 不当請求金額 6名分 22件 136,890円

なお、監査で判明した分以外についても、不正・不当請求のあったものについては、保険医療機関の指定日（平成24年1月1日）まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。

5. 再指定

原則として、指定の取消相当の日から5年間は、保険医療機関の再指定は行わない。

(参考) 取消処分の根拠条文

○ 保険医療機関の指定の取消

健康保険法第80条第1号、第2号、第3号及び第6号